

平成30年度 青森空港国際定期便活用支援助成金  
グループ旅行助成金交付要綱

(助成金の趣旨)

第1条 青森空港国際化促進協議会(以下「協議会」という。)は、青森空港を発着する青森・ソウル便(以下「定期便」という。)の利用促進を図るため、定期便を利用(往復)して外国を訪問する団体に対して助成金を交付するものとする。

(助成対象経費)

第2条 助成対象経費は、平成30年5月29日から平成31年2月28日までの定期便を利用(往復)して外国を訪問する団体旅行・手配旅行(当協議会助成のパッケージ旅行を除く)の渡航費用の一部とする。

(交流団体及び規模)

第3条 助成金交付の対象となる団体は、企業、団体、一般のグループとし、規模は5人以上とし、年度内に1回限りとする。

(交付金額の決定)

第4条 助成金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとし、別表1に掲げる額(但し、25万円を上限)とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、協議会会長に対し交付申請(請求)書(第1号様式)に次の書類を添付して旅行開始日2ヶ月前より10日前までに交付申請する。

- (1) 旅行行程表
- (2) 参加者名簿(氏名・住所)

(交付決定)

第6条 協議会は、申請書の内容を審査し、協議会の予算の範囲内で交付団体及び交付額を決定し、交付団体に対し通知するものとする。

(助成金交付)

第7条 助成金は原則として精算払いの方法により交付する。

(実績報告)

第8条 交付団体は、帰国後14日以内に、協議会会長に対し報告書(第2号様式)に次の書類を添付して事業報告をする。

- (1) 渡航を確認できる書類  
(渡航者全員分の往復航空券の半券またはeチケットの写し)
- (2) 旅程表
- (3) 現地での写真(渡航者全員が写っているもの)
- (4) 参加者名簿

附則

この要領は、平成30年5月29日から施行する。

## 別表 1

### 青森空港国際定期便活用支援助成金グループ旅行助成金 (団体人数別助成金額)

区分	グループ手配旅行の場合	
助成額	5～9人	3万円
	10～29人	5万円
	30～49人	15万円
	50人以上	25万円

第1号様式

青森空港国際定期便活用支援助成金（グループ旅行助成金）  
交付申請（請求）書

平成 年 月 日

青森空港国際化促進協議会  
会長 三村 申吾 殿

申請者 住 所  
社名・団体名  
代表者名 印  
電 話  
F A X

下記のとおり、青森空港国際定期便活用支援助成金を交付されるよう申請（請求）  
します。

記

- 1 団体人数 名
- 2 申請助成金額 円
- 3 旅行実施予定日 平成 年 月 日 ~ 月 日

4 助成金受取口座

金融機関		口座番号	
支店名			
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	フリガナ	
		口座名義	

5 添付書類

- (1) 旅行行程表
- (2) 参加者名簿（氏名・住所）

第2号様式

青森空港国際定期便活用支援助成金（グループ旅行助成金）実績報告書

平成 年 月 日

青森空港国際化促進協議会

会長 三村申吾 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名 印  
電 話  
F A X

平成 年 月 日付けで助成金交付決定通知のあった青森空港国際定期便活用交流事業について下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

- 1 団体の人数 名
- 2 事業実施日 平成 年 月 日 ～ 月 日
- 3 定期便を活用した旅行について  
(定期便を利用しての感想もしくは韓国国内及び仁川空港の感想を300字以内)
- 4 添付書類
  - (1) 渡航を確認できる書類  
(渡航者全員分の往復航空券の半券またはeチケットの写し)
  - (2) 旅程表
  - (3) 現地での写真（渡航者全員が写っているもの）
  - (4) 参加者名簿